

意見書案第1号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）へ提出するものとする。

令和5年2月22日提出

尼崎市議会議員	都	築	徳	昭
同	須	田		和
同	綿	瀬	和	人
同	宮	城	亜	輻
同	明	見	孝	一郎
同	藤	野	勝	利
同	辻		信	行
同	川	崎	敏	美
同	田	中	淳	司

(別 紙)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年(昭和54年)、国連はあらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった女性差別撤廃条約(以下「条約」という。)を採択し、日本は1985年(昭和60年)に条約を批准しました。現在189か国が批准している状況です。

さらに1999年(平成11年)には、この条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書(以下「選択議定書」という。)が国連総会で採択され、2000年(平成12年)に発効しています。条約批准国189か国のうち、選択議定書は115か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

政府が女性の活躍を推進している一方で、世界経済フォーラムが毎年発表する各国の男女格差を示したジェンダーギャップ指数2022(2022年(令和4年)7月13日発表)において、日本は146か国中116位であり、主要7か国(G7)では最下位でした。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、女性の経済的困窮の原因も賃金差別や非正規雇用に女性が占める割合が多いことも指摘されてきました。職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、家庭等ではドメスティックバイオレンスの増加など、日本のジェンダー平等へ向けた取組は進まず、女性の権利についての政策等が国際基準から立ち後れているといえます。

2020年(令和2年)12月25日に閣議決定された、第5次男女共同参画基本計画においては、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとされています。

早急に選択議定書を批准し、日本の女性の権利を国際基準とする努力が求められています。

よって、政府におかれては、ジェンダー平等の実現と全ての人の人権が尊重される社会をつくるために、選択議定書を速やかに批准されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年2月 日

尼崎市議会議長

津 田 加寿男

衆議院議長	細田博之	
参議院議長	尾辻秀久	
内閣総理大臣	岸田文雄	様
外務大臣	林 芳正	
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）	小倉将信	